



見本

親 展

本庄市役所

埼玉県本庄市本庄3丁目5-3

本庄市役所 保健部
保険課 国保係

0 4 9 5 - 2 5 - 1 1 1 1

内側に大切な情報がございます。両側とも
矢印の方向にゆっくりはがしてご覧ください。

被保険者証記号・番号
本庄

医療費のお知らせ

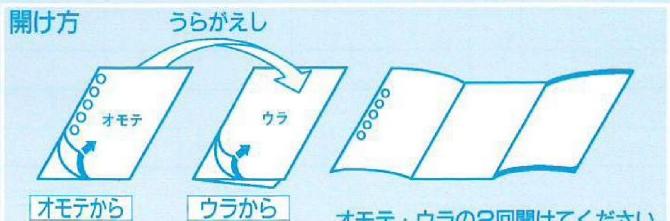
令和 年 月 日

- 交通事故などで保険証を使ったときは、すぐ当国民健康保険主管課に届け出ましょう。

- 診療を受ける時は、保険証を必ず提出しましょう。
また、保険証が変わった時にも新しい保険証を速やかに提出しましょう。
- 健康は幸せの源であり、健康を見つめて、大切に守り育てましょう。

「医療費通知を活用した医療費控除申告簡素化」に係る留意点について

1. 本医療費通知は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。なお、医療費控除の対象となる支出で、本医療費通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります（この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります）。
2. 「窓口等での支払い額」には、額が1円単位で表示されていますが、実際に医療機関の窓口等で支払う額は、10円未満を四捨五入した額となります。なお、「窓口等での支払い額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など）があります。こうした場合には、例えば、「窓口等での支払い額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告してください必要があります。
3. 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。



内側に大切な情報がございます。両側とも
矢印の方向にゆっくりはがしてご覧ください。

医療費のお知らせ

国民健康保険事業の運営につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

あなたや家族の方々が、病気やケガのため国民健康保険で診療を受けられた場合、国民健康保険から医療機関等（病院、診療所、薬局等）へ支払われる医療費は、皆様方の負担された保険税と国や県からの補助金によってまかなわれていますので、この貴重な保険税等を有効に使うためにも、一人一人が自分の健康管理に十分心がけるとともに正しい保険診療の受け方について注意することが必要となります。

そこで、当国民健康保険では、皆様方に国民健康保険制度と健康管理に対する御理解をなお一層深めていただくため、皆様方が国民健康保険で受診された医療費の額等を参考までにお知らせいたします。

（注）表の見方

- 1 この表は、医療機関等からの請求書（診療報酬明細書）に基づき、医療費の額等を受診者ごとにまとめて記載しております。なお、医療機関等からの請求が遅れる場合等があるため、同じ月に受診しても記載がない場合があります。
- 2 「医療機関等の名称」欄には、県内の医療機関等の場合は「医療機関等の名称」が、県外の医療機関等の場合は「都道府県名／医療機関等の名称」が記載されます。また、当お知らせを作

成した時点の名称が記載されますので、受診時の名称と異なる場合があります。なお、名称の記載がない場合は「都道府県名／」が記載されます。

- 3 「日数」欄は、薬局の場合、薬を受けた回数となります。

開放型病院に入院中共同指導を受けた場合、通院のお知らせがある場合があります。

- 4 「医療費の額」欄には、次のような保険外費用は含まれていません。薬の容器代、往診時の車代、健康診断料、診断書料、オムツ代、入院時室料差額及び歯科保険外診療分など。

- 5 「医療費の額」のうち、7割（義務教育就学前の被保険者については8割、70歳以上の被保険者については8割または7割）に相当する額が、国民健康保険から医療機関等へ支払われています。残りの3割（義務教育就学前の被保険者については2割、70歳以上の被保険者については高齢受給者証の示す割合）に相当する額は、皆様が医療機関等の窓口等での支払い額となります。この負担割合等は、退職者医療制度に該当する場合も同様です。なお、窓口等での支払い額が一定額を超えた場合には、請求により高額療養費が支給されます。

- 6 傷病名、薬剤名等の診療内容については、回答できませんのであらかじめ御了承ください。